|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | チェックポイント | チェック欄 |
| 等人の体帯・電作　　　防業止服 | 作業場内に除電板、静電気除去ブラシその他の人体の静電気を適切に除去するための器具が設置されている。 | □ |
| 溶剤の容器を開閉する際、洗濯機若しくは乾燥機に洗濯物を入れる際又は洗濯機若しくは乾燥機から洗濯物を出す際には、あらかじめ除電板に触れる等により静電気を適切に除去している。 | □ |
| 溶剤の管理 | 溶剤の保管容器は、使用時以外は蓋を閉じてある。 | □ |
| 溶剤の保管容器は、ゴムマット等不導体の上に設置していない。 | □ |
| 溶剤の管理に当たっては、取り扱う溶剤の種類に応じて、それぞれの製品安全データシート（ＭＳＤＳ）に示された管理方法に従っている。 | □ |
| 洗濯時においては、溶剤に洗剤を添加することにより、溶剤の体積抵抗率をΩ・ｍ以下に保っている。 | □ |
| 機械の管理 | 洗濯機、乾燥機その他の機械の使用に当たっては、取扱説明書に従って機械の保守点検、機械及び器具類の清掃、フィルターの交換その他の管理を適切に実施している。 | □ |
| ライター等の異物を洗濯機及び乾燥機内に混入させることのないよう、衣類等の洗濯物を洗濯機及び乾燥機に投入する前に事前点検を行っている。 | □ |
| 作業場の管理 | 電気設備の防爆措置を行うことを必要とする範囲においては、ライター・たばこ等火源となるものを持ち込んでいない。 | □ |
| 溶剤の保管容器や洗濯かごなど溶剤の漏出が想定される可動性のものについては、その可動範囲をあらかじめ作業場に明示している。 | □ |
| 溶剤の付いたウェス等の布、繊維くずを機械、溶剤の保管容器等のそばに放置していない。 | □ |
| 使用する溶剤に応じて、危険物の規制に関する政令に基づきその消火に適応するものとされる消火設備が作業場内に設置されている。 | □ |
| 消火設備については、取扱説明書に従い保守点検を適切に実施している。 | □ |
| その他 | ドライクリーニング作業の作業に当たっては、クリーニング業法、消防法、労働安全衛生法等の関係法令に従っている。 | □ |

**日常の作業における安全管理対策誓約書**

私は、次のチェック項目を遵守して日常の作業を行うことを誓います。

　　　　　　　　　　　　　　安全管理責任者氏名

誓約書は２部作成し、１部は作業場内の見やすい場所に掲示し、１部は建築基準法第48条許可申請の際に静岡市役所建築安全推進課へ提出すること。